

平成 23 年 12 月 21 日

企業年金連合会 様

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、この度、全国トラック総合年金基金連合会会長名にて、民主党幹事長及び厚生労働大臣宛に、総合基金の存続を可能とするための掛金引き上げ猶予措置の延長など、厚生年金基金制度の運営に関する要望として陳情書の提出を行いましたのでご報告申し上げます。

尚、参考として陳情書を添付致しますのでご査収頂きますようお願ひいたします。

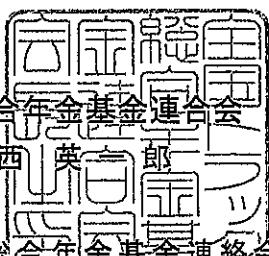
敬具

全国トラック総合年金基金連合会事務局  
東京トラック事業厚生年金基金  
常務理事 青木 博文

平成23年12月14日

厚生労働大臣

小宮山 洋子 殿

全国トラック総合年金基金連合会  
会長 中西英一郎  
  
近畿トラック総合年金基金連絡会  
大阪府貨物運送厚生年金基金  
理事長 振津 泰弘  
兵庫県トラック運輸厚生年金基金  
理事長 北野 耕司  
京都府トラック事業厚生年金基金  
理事長 家原利一良  
滋賀県トラック厚生年金基金  
理事長 岡田 博  
和歌山県トラック厚生年金基金  
理事長 華山 楠朗

## 陳 情 書

大臣におかれましては、福祉、医療、年金等の社会保障や労働政策等々、多岐に亘り国内外及び地方の政策、行政面において積極的にご尽力をいただき衷心より敬意を表しますとともに、私どもトラック業界並びに厚生年金基金の事業運営につきましても、格別のご支援ご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生年金基金制度の発足から40年以上が経過し、少子高齢化が進み、平均寿命も延伸する等、制度発足時点と現在では基金を取り巻く環境が大きく異なっております。特に近年の市場環境の低迷は著しく、運用による収益が減少する中、基金運営の安定化に向けて多くの基金は掛金の引上げ等の対応を行ってきましたが、平成19年度、20年度における世界的な金融危機を受け、実態経済が急速に悪化する中で市場運用を前提としている厚生年金基金の資産にも深刻な影響を与えております。

また現在、厚生年金基金を所管する厚生労働省において、財政運営基準の見直しが行われていますが、受給権確保を盾に大幅な掛金引上げによる早期の財政改善を図ることに主眼が置かれています。早期に改善が出来ない、言い換えれば掛金の引上げが不可能な場合は厚生年金基金の解散・見直し議論を引き起こすことになります。

中小企業の従業員である総合型基金の加入員にとっては、基金のプラスアルファ部分が唯一の退職給付である例が多く見られることから、基金の解散は最悪の受給権侵害にあたります。真に受給権確保を図るならば、基金が存続できるために中長期的な財政再建の道を検討すべきと考えます。

私ども近畿トラック総合年金基金においても、大変厳しい財政運営を強いられており、平成22年に大阪府、兵庫県、京都府の3基金が厚生労働大臣より指定基金に指定され、財政健全化に向けとても現実的でない掛金引上げを求められております。トラック業界においては、燃料の高騰、環境問題、安全規制等が企業に多大な負担を強いており、企業経営が極度に悪化し厳しい状況にあり、とても対応できるものではありません。

現下の窮状をご勘案いただき、別紙「厚生年金基金制度の運営に関する要望事項」の実現方につき、何卒ご配慮賜りますようお願い申し上げます。

なお、全国トラック総合年金基金連合会としても、平成23年6月8日厚生労働大臣あてに財政運営に関する要望書を提出しているところであります。

【別 紙】

「厚生年金基金制度の運営に関する要望事項」

近畿トラック総合年金基金連絡会

## 厚生年金基金制度の運営に関する要望事項

### 1. 基金財政運営基準等の見直しについて

#### ① 総論

冒頭にも陳述しているとおり、基金の構成員たる各事業所が、長引く景気低迷により厳しい事業運営を強いられているなか、基金のみ財政健全化のため掛金を大幅に引上げることは現実的でないばかりか、基金の存続意欲を著しく減退させ、結果として解散を誘発し、受給権を侵害することが懸念される。

一方、政府が推進している「社会保障と税の一体改革」においては、その財源措置と位置付けられている消費税引上げに関して、「平成20年度を含む3年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、・・・」と明記されているとおり、改革の財源措置の実施については景気回復が大前提となっているところである。

厚生年金と車の両輪と位置付けられてきた厚生年金基金制度のみ、景気回復もままならない現状での財政ルール厳格化をするのは如何なものか。

また、厚生年金基金にルール遵守を求めるならば、政府は早期に景気回復を達成するよう、最大限の措置を講じていただきたい。

加えて、基金財政の運営ルール厳格化については、景気回復の動向等を見極めたうえで将来的な課題として認識いただき、厚生年金基金制度の健全な発展に資するよう、慎重に検討のうえ実施していただきたい。

#### ② 掛金引上げの猶予措置の延長について

リーマンショック等に端を発した、平成19～20年度の大幅な運用市況悪化を受け、平成21年度決算基準から2年間の掛金猶予措置が実施されてきたところであるが、いまだリーマンショックの傷が癒えない現状に鑑み、掛金猶予措置の延長を早急に検討願いたい。

#### ③ 代行給付相当額の算定ルールの適正化

基金が厚生年金に代わって給付を行なっている代行部分については、平成16年改正により、いわゆる「代行部分の財政中立化」が図られ、基本的には基金財政への影響が無くなったところである。

しかしながら、厚生年金の在職者齢年金の支給停止分として、「0.875」の掛け目により代行給付額を認識させるルールが採用されており、在職中受給者の支給停止実態が0.125を下回っている可能性が高いなか、基金の持ち出しが発生している

ものと考えられ、基金財政が悪化してきた一つの要因となっている。

については、上記ルールの見直しを早急に検討いただきたい。

また、現行ルールによる基金財政への過度の負担を強いてきた結果、その負担分まで含め運用収益をあげなくてはならない状況に追い込まれた各基金が、過度に運用リスクを引上げざるを得ず、リーマンショック以降の運用市況低迷の影響を受け基金財政が大きく悪化したことのご勘案いただきたい。

※「0.875」の掛け目が導入された当初には、60歳支給開始時点での平均余命が20年程度であり、60歳から65歳まで段階的に支給開始されると仮定して、厚生年金の支給年数は平均して62.5歳から80歳までの17.5年、対して基金の支給年数は平均して60歳から80歳までの20年であるとして、17.5年/20年で算出したものであるが、現在では、60歳の平均余命は約25年程度まで伸びており、「0.875」の掛け目は基金にとって不利な条件となっている。

※また、導入当初の支給停止方法は、在職者について一律2割の支給停止を行い、かつ給与水準に応じた停止割合についても、厚生年金と基金が同条件で支給停止を行っていた。ところが、その後の改正で一律2割の支給停止が廃止されるとともに、給与水準に応じた停止割合に基づく支給停止額を厚生年金からの支給額を先取りで停止し、厚生年金で停止しきれない残りの支給停止額に限り基金の支給を停止する方式に変更されたため、基金からの支給は停止され難くなっています。この観点からも上記の「0.875」の掛け目は基金にとって不利な条件となってきた経緯にある。

#### ④ 過去期間代行給付現価相当額のフルファンディングの実施

基金は、国の公的年金と異なり事前積立を行う年金制度である。

したがって、毎事業年度、積立状況をチェックすることが要請されており、積立不足がある場合には、通常掛金とは別に特別掛金を追加拠出することにより積立水準の早期改善を図ることが要請されているところである。

一方、代行部分では、厚生年金本体の予定利率が5.5%から3.2%に変更された平成11年時点での多額の積立不足を認識したにもかかわらず、厚生年金本体からの財源措置については後送りされてきた結果、基金の成熟度の高まりによる給付支払の増加により積立金が毎年度大きく減少している事態が続いている。

さらには運用市況低迷も重なり、基金の保有する積立金は、平成18年度末と比べ半分以下まで落ち込んでいる基金も多数存在する。

厚生年金基金の多くは、規模のメリットを享受するため複数の事業主が共同して設立する「総合型基金」が大半を占めており、積立金たる年金資金を一定規模保有することを前提に基金運営が行われているところであり、積立金の大幅減少は基金運営の根幹を揺るがす事態となっている。

については、代行部分に相当する「本来基金が保有すべき額」である「過去期間代行給付現価」を基準とした積立不足について、財源措置（国から基金への追加拠出）

を従来よりも前倒しで実施するよう所要の措置を講じていただきたい。

※ 現行ルールは、「基金がこれまで国から預った残高」である「最低責任準備金」が、上記「本来保有すべき額」である「過去期間代行給付現価」の50%を下回った場合に限り、一定のルールに基づき最大で「過去期間代行給付現価」の50%までを国から追加拠出するというものであり、将来的にも「本来保有すべき額」には到達しないルールとなっており、基金制度の根幹をなす事前積立制と相異なるものである。

## ⑤ 最低責任準備金の算出に用いる利率の取扱いの適正化

基金が代行給付に要する積立金として保有している額は「最低責任準備金」とされている。

この「最低責任準備金」は、基金が国にかわって収納または支出している免除保険料収入や代行給付相当額等の收支を、前年度末残高に加減して、厚生年金本体利回りを考慮して当年度末残高を算出する仕組みとなっている。

このうち、厚生年金本体利回りを考慮するのは、「基金が設立されていなかった場合には厚生年金本体で運用していたと考えられることから、この場合に得られる利息収入を考慮する。」との考えに基づくものであるが、厚生年金本体の運用には、純粋な市場運用（現在は「年金積立金管理運用独立行政法人」にて実施）のほか、預託金運用（既に廃止）や財投債運用（新規の資金投入はストップ）などの「簿価会計」による運用成果が含まれており、基金の運用実績と単純に比較可能なものとなっていない。

仮に、基金が解散し代行部分の積立金を国に返還した場合にも、預託金運用や財投債運用には回らず、市場運用にのみ投入されるはずである。

したがって、基金が国から預っている残高である「最低責任準備金」への付利は、厚生年金本体の運用のうち「市場運用部分」の運用実績に基づき付利されるべきものと考えられる。

上記内容を斟酌いただき、必要な措置を講じていただきたい。

## ⑥ 非継続基準の見直しについて

今般の財政運営基準見直しでは、非継続基準について、基準値である「最低積立基準額」の100%保全を求めるルールに厳格化する内容となっている。

しかしながら、この「最低積立基準額」の算出方法は国が一方的に定める利率により算出することを強制されている結果、継続基準上の債務を大幅に上回る極めて厳しい積立基準となっており、このため非継続基準の導入当初から現在に至るまで基準値の90%ルールを経過措置適用してきた経緯にある。

非継続基準の導入主旨である、万一の解散時においても「最低限保全すべき受給権」を確保するための基準と掛け離れ、「全ての受給権を完全に保全する」基準と

なっている。

一方、これまでの実際の解散事例では、国に返還する額である「最低責任準備金」が保全されれば解散が認可されるため、基金の上乗せ給付部分については、国に返還後の残余財産の範囲で各受給権者への分配が実施されるに止まっているのが実態である。

また、現行ルールですら遵守するのが難しい現状を無視し、今般の財政ルール厳格化を行うことは、事業主の基金存続意欲を著しく減退させ、ひたすら解散に追い込む結果となるのは明白であり、結果として加入員・受給者等の受給権が著しく侵害されることは極めて遺憾である。（受給権保全のルールを厳格化する結果、解散により受給権が毀損する事態に陥るならば、何のためのルール厳格化か？）

については、非継続基準たる「最低限保全すべき受給権」のあり方も含めた抜本的な改正を行っていただきようお願いしたい。

## 2. 年金確保支援法関係

### ・ 特定基金が解散する場合の分割納付にかかる連帯責任の見直し

基金が解散する場合、基金が厚生年金を代行している給付相当分の積立金については国（連合会）に返納することとなり、返納額に不足がある場合には基金の加入事業所にて不足額を一括して徴収することとされている。

今般の年金確保支援法には、この返納額に不足がある場合、最大で15年以内の分割納付ができる取扱いを規定されているが、解散後の分割納付期間中に倒産等により徴収不能となった不足額については基金解散時の各事業所において更に負担を増加する取扱いとされており、全ての事業所が連帯して責任を負う仕組となっている。

この取扱いによると、基金解散時点では各事業主の負担額を確定することが出来ず、基金を解散すべきかどうかの適切な判断を下すことが出来ないばかりか、他事業所が負担すべき額まで後々に負担を増加させる結果、健全な事業運営をしている事業所まで連鎖的に倒産に追い込まれてしまう懸念があり、極めて受け入れ難いルールとなっている。

実際に、前回実施された特例措置を利用して解散・分割納付を実施した基金において、連鎖倒産に至る事例等が発生している。

については、基金解散時において各事業主の負担額が確定できるよう、関係法令・通知の改正を行っていただきたい。

以上

平成23年12月14日

民主党 幹事長

奥 石 東 殿



全国トラック総合年金基金連合会

会長 中西 英一郎

近畿トラック総合年金基金連絡会

大阪府貨物運送厚生年金基金

理事長 振津 泰弘

兵庫県トラック運輸厚生年金基金

理事長 北野 耕司

京都府トラック事業厚生年金基金

理事長 家原利一良

滋賀県トラック厚生年金基金

理事長 岡田 博

和歌山県トラック厚生年金基金

理事長 華山 楠朗

## 陳 情 書

貴党におかれましては、常々国内外及び地方の政策、行政面において積極的にご尽力をいただき衷心より敬意を表しますとともに、私どもトラック業界並びに厚生年金基金の事業運営につきましても、格別のご支援、ご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生年金基金制度の発足から40年以上が経過し、少子高齢化が進み、平均寿命も延伸する等、制度発足時点と現在では基金を取巻く環境が大きく異なっております。特に近年の市場環境の低迷は著しく、運用による収益が減少する中、基金運営の安定化に向けて多くの基金は掛金の引上げ等の対応を行ってきましたが、平成19年度、20年度における世界的な金融危機を受け、実態経済が急速に悪化する中で市場運用を前提としている厚生年金基金の資産にも深刻な影響を与えております。

また現在、厚生年金基金を所管する厚生労働省において、財政運営基準の見直しが行われていますが、受給権確保を盾に大幅な掛金引上げによる早期の財政改善を図ることに主眼が置かれています。早期に改善が出来ない、言い換えれば掛金の引上げが不可能な場合は厚生年金基金の解散・見直し議論を引き起こすことになります。

中小企業の従業員である総合型基金の加入員にとっては、基金のプラスアルファ部分が唯一の退職給付である例が多く見られることから、基金の解散は最悪の受給権侵害にあたります。真に受給権確保を図るならば、基金が存続できるために中長期的な財政再建の道を検討すべきと考えます。

私ども近畿トラック総合年金基金においても、大変厳しい財政運営を強いられており、平成22年に大阪府、兵庫県、京都府の3基金が厚生労働大臣より指定基金に指定され、財政健全化に向けて現実的でない掛金引上げを求められております。トラック業界においては、燃料の高騰、環境問題、安全規制等が企業に多大な負担を強いており、企業経営が極度に悪化し厳しい状況にあり、とても対応できるものではありません。

現下の窮状をご勘案いただき、別紙「厚生年金基金制度の運営に関する要望事項」の実現方につき、何卒ご配慮賜りますようお願い申し上げます。

なお、全国トラック総合年金基金連合会としても、平成23年6月8日厚生労働大臣あてに財政運営に関する要望書を提出しているところあります。

【別 紙】

「厚生年金基金制度の運営に関する要望事項」

近畿トラック総合年金基金連絡会

# 厚生年金基金制度の運営に関する要望事項

## 1. 基金財政運営基準等の見直しについて

### ① 総論

冒頭にも陳述しているとおり、基金の構成員たる各事業所が、長引く景気低迷により厳しい事業運営を強いられているなか、基金のみ財政健全化のため掛金を大幅に引上げることは現実的でないばかりか、基金の存続意欲を著しく減退させ、結果として解散を誘発し、受給権を侵害することが懸念される。

一方、政府が推進している「社会保障と税の一体改革」においては、その財源措置と位置付けられている消費税引上げに関して、「平成20年度を含む3年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、・・・」と明記されているとおり、改革の財源措置の実施については景気回復が大前提となっているところである。

厚生年金と車の両輪と位置付けられてきた厚生年金基金制度のみ、景気回復もままならない現状での財政ルール厳格化をするのは如何なものか。

また、厚生年金基金にルール遵守を求めるならば、政府は早期に景気回復を達成するよう、最大限の措置を講じていただきたい。

加えて、基金財政の運営ルール厳格化については、景気回復の動向等を見極めたうえで将来的な課題として認識いただき、厚生年金基金制度の健全な発展に資するよう、慎重に検討のうえ実施していただきたい。

### ② 掛金引上げの猶予措置の延長について

リーマンショック等に端を発した、平成19～20年度の大幅な運用市況悪化を受け、平成21年度決算基準から2年間の掛金猶予措置が実施されてきたところであるが、いまだリーマンショックの傷が癒えない現状に鑑み、掛金猶予措置の延長を早急に検討願いたい。

### ③ 代行給付相当額の算定ルールの適正化

基金が厚生年金に代わって給付を行なっている代行部分については、平成16年改正により、いわゆる「代行部分の財政中立化」が図られ、基本的には基金財政への影響が無くなつたところである。

しかしながら、厚生年金の在職老齢年金の支給停止分として、「0.875」の掛け目により代行給付額を認識させるルールが採用されており、在職中受給者の支給停止実態が0.125を下回っている可能性が高いなか、基金の持ち出しが発生している

ものと考えられ、基金財政が悪化してきた一つの要因となっている。

については、上記ルールの見直しを早急に検討いただきたい。

また、現行ルールによる基金財政への過度の負担を強いてきた結果、その負担分までも含め運用収益をあげなくてはならない状況に追い込まれた各基金が、過度に運用リスクを引上げざるを得ず、リーマンショック以降の運用市況低迷の影響を受け基金財政が大きく悪化したことのご勘案いただきたい。

※「0.875」の掛け目が導入された当初には、60歳支給開始時点での平均余命が20年程度であり、60歳から65歳まで段階的に支給開始されると仮定して、厚生年金の支給年数は平均して62.5歳から80歳までの17.5年、対して基金の支給年数は平均して60歳から80歳までの20年であるものとして、17.5年/20年で算出したものであるが、現在では、60歳の平均余命は約25年程度まで伸びており、「0.875」の掛け目は基金にとって不利な条件となっている。

※また、導入当初の支給停止方法は、在職者について一律2割の支給停止を行い、かつ給与水準に応じた停止割合についても、厚生年金と基金が同条件で支給停止を行っていた。ところが、その後の改正で一律2割の支給停止が廃止されるとともに、給与水準に応じた停止割合に基づく支給停止額を厚生年金からの支給額を先取りで停止し、厚生年金で停止しきれない残りの支給停止額に限り基金の支給を停止する方式に変更されたため、基金からの支給は停止され難くなっていることからも上記の「0.875」の掛け目は基金にとって不利な条件となってきた経緯にある。

#### ④ 過去期間代行給付現価相当額のフルファンディングの実施

基金は、国の公的年金と異なり事前積立を行う年金制度である。

したがって、毎事業年度、積立状況をチェックすることが要請されており、積立不足がある場合には、通常掛金とは別に特別掛金を追加拠出することにより積立水準の早期改善を図ることが要請されているところである。

一方、代行部分では、厚生年金本体の予定利率が5.5%から3.2%に変更された平成11年時点で多額の積立不足を認識したにもかかわらず、厚生年金本体からの財源措置については後送りされてきた結果、基金の成熟度の高まりによる給付支払の増加により積立金が毎年度大きく減少している事態が続いている。

さらには運用市況低迷も重なり、基金の保有する積立金は、平成18年度末と比べ半分以下まで落ち込んでいる基金も多数存在する。

厚生年金基金の多くは、規模のメリットを享受するため複数の事業主が共同して設立する「総合型基金」が大半を占めており、積立金たる年金資金を一定規模保有することを前提に基金運営が行われているところであり、積立金の大幅減少は基金運営の根幹を揺るがす事態となっている。

については、代行部分に相当する「本来基金が保有すべき額」である「過去期間代行給付現価」を基準とした積立不足について、財源措置（国から基金への追加拠出）

を従来よりも前倒しで実施するよう所要の措置を講じていただきたい。

※ 現行ルールは、「基金がこれまで国から預った残高」である「最低責任準備金」が、上記「本来保有すべき額」である「過去期間代行給付現価」の50%を下回った場合に限り、一定のルールに基づき最大で「過去期間代行給付現価」の50%までを国から追加拠出するというものであり、将来的にも「本来保有すべき額」には到達しないルールとなっており、基金制度の根幹をなす事前積立制と相異なるものである。

## ⑤ 最低責任準備金の算出に用いる利率の取扱いの適正化

基金が代行給付に要する積立金として保有している額は「最低責任準備金」とされている。

この「最低責任準備金」は、基金が国にかわって収納または支出している免除保険料収入や代行給付相当額等の收支を、前年度末残高に加減して、厚生年金本体利回りを考慮して当年度末残高を算出する仕組みとなっている。

このうち、厚生年金本体利回りを考慮するのは、「基金が設立されていなかった場合には厚生年金本体で運用していたと考えられることから、この場合に得られる利息収入を考慮する。」との考えに基づくものであるが、厚生年金本体の運用には、純粹な市場運用（現在は「年金積立金管理運用独立行政法人」にて実施）のほか、預託金運用（既に廃止）や財投債運用（新規の資金投入はストップ）などの「簿価会計」による運用成果が含まれており、基金の運用実績と単純に比較可能なものとなっていない。

仮に、基金が解散し代行部分の積立金を国に返還した場合にも、預託金運用や財投債運用には回らず、市場運用にのみ投入されるはずである。

したがって、基金が国から預っている残高である「最低責任準備金」への付利は、厚生年金本体の運用のうち「市場運用部分」の運用実績に基づき付利されるべきものと考えられる。

上記内容を斟酌いただき、必要な措置を講じていただきたい。

## ⑥ 非継続基準の見直しについて

今般の財政運営基準見直しでは、非継続基準について、基準値である「最低積立基準額」の100%保全を求めるルールに厳格化する内容となっている。

しかしながら、この「最低積立基準額」の算出方法は国が一方的に定める利率により算出することを強制されている結果、継続基準上の債務を大幅に上回る極めて厳しい積立基準となっており、このため非継続基準の導入当初から現在に至るまで基準値の90%ルールを経過措置適用してきた経緯にある。

非継続基準の導入主旨である、万一の解散時においても「最低限保全すべき受給権」を確保するための基準と掛け離れ、「全ての受給権を完全に保全する」基準と

なっている。

一方、これまでの実際の解散事例では、国に返還する額である「最低責任準備金」が保全されれば解散が認可されるため、基金の上乗せ給付部分については、国に返還後の残余財産の範囲で各受給権者への分配が実施されるに止まっているのが実態である。

また、現行ルールですら遵守するのが難しい現状を無視し、今般の財政ルール厳格化を行うことは、事業主の基金存続意欲を著しく減退させ、ひたすら解散に追い込む結果となるのは明白であり、結果として加入員・受給者等の受給権が著しく侵害されることは極めて遺憾である。（受給権保全のルールを厳格化する結果、解散により受給権が毀損する事態に陥るならば、何のためのルール厳格化か？）

については、非継続基準たる「最低限保全すべき受給権」のあり方も含めた抜本的な改正を行っていただきようお願いしたい。

## 2. 年金確保支援法関係

### ・ 特定基金が解散する場合の分割納付にかかる連帶責任の見直し

基金が解散する場合、基金が厚生年金を代行している給付相当分の積立金については国（連合会）に返納することとなり、返納額に不足がある場合には基金の加入事業所にて不足額を一括して徴収することとされている。

今般の年金確保支援法には、この返納額に不足がある場合、最大で15年以内の分割納付ができる取扱いを規定されているが、解散後の分割納付期間中に倒産等により徴収不能となった不足額については基金解散時の各事業所において更に負担を増加する取扱いとされており、全ての事業所が連帶して責任を負う仕組となっている。

この取扱いによると、基金解散時点では各事業主の負担額を確定することが出来ず、基金を解散すべきかどうかの適切な判断を下すことが出来ないばかりか、他事業所が負担すべき額まで後々に負担を増加させる結果、健全な事業運営をしている事業所まで連鎖的に倒産に追い込まれてしまう懸念があり、極めて受け入れ難いルールとなっている。

実際に、前回実施された特例措置を利用して解散・分割納付を実施した基金において、連鎖倒産に至る事例等が発生している。

については、基金解散時において各事業主の負担額が確定できるよう、関係法令・通知の改正を行っていただきたい。

以上